

令和5年度

第4回いわき市地域自立支援協議会

資 料

いわき市保健福祉部

障がい福祉課

目 次

令和5年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿	1 頁
令和5年度いわき市地域自立支援協議会の体系について	2 頁
いわき市地域自立支援協議会設置要綱	3 - 4 頁

1 報告事項

(1) 令和5年度専門部会等の評価と課題

・ 運営会議	5 頁
・ 地域生活支援部会	6-8 頁
・ 就労支援部会	9-10 頁
・ 児童・療育支援部会	11-12 頁
・ 障がい当事者部会	13-14 頁
・ 地域会議（北部、南部）	15-19 頁

(2) 第5次市障がい者計画等の改定等について

20-21 頁

2 協議事項

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関するいわき市職員対応要領改定（案）について

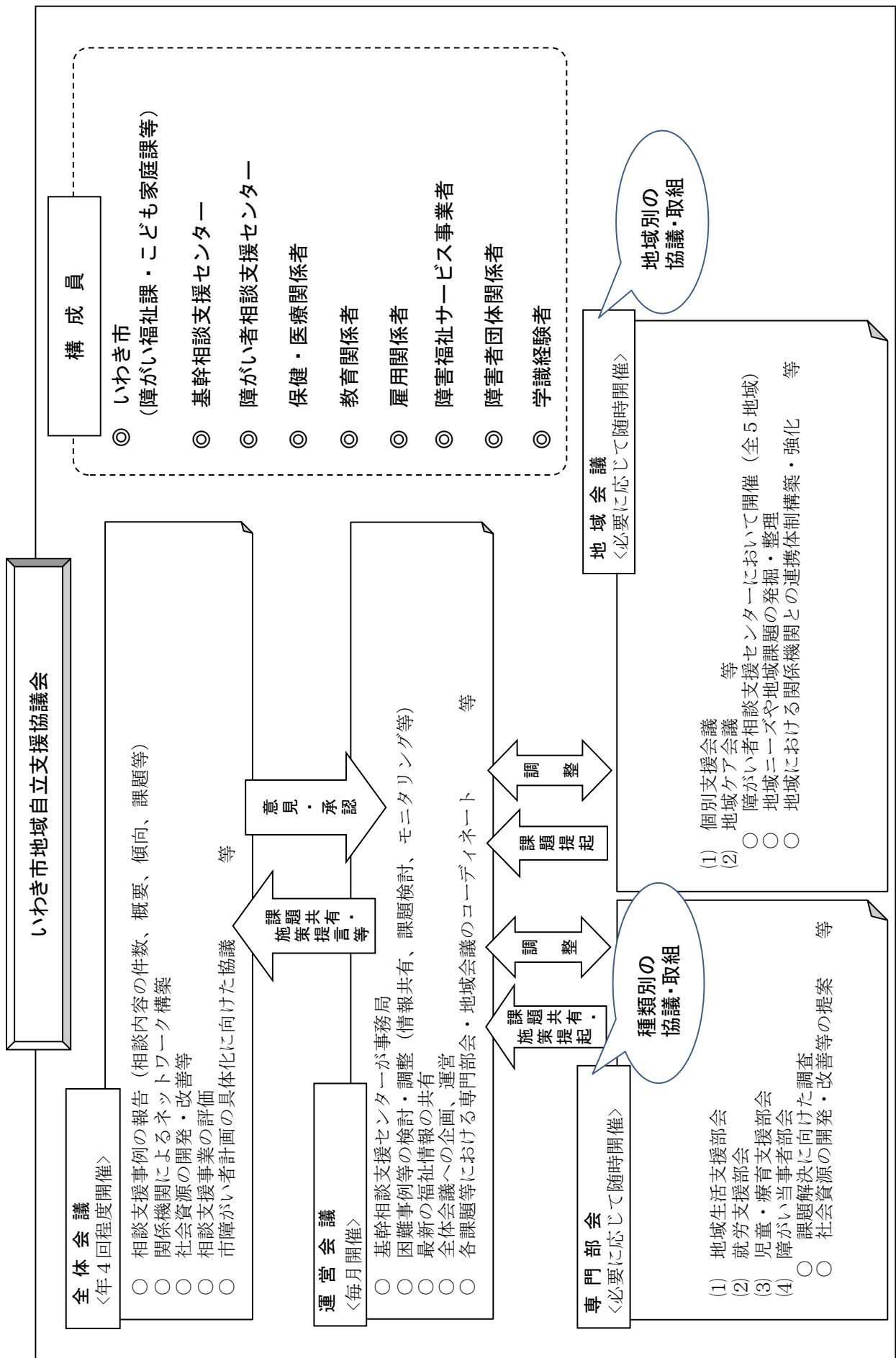
・ 障害者差別解消法における市職員対応要領について	22-23 頁
・ 障がいを理由とする差別の解消の推進に関するいわき市職員対応要領改定（案）に対する主な意見	24-27 頁

令和5年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿

R5.12.1現在

区分	人数	所 属 団 体 職 名	氏 名	備考
学識 経験者	3名	医療創生大学 健康医療科学部 准教授	みよし けい 三好 圭	副会長
		調整中		
		公益財団法人磐城済世会舞子浜病院 (精神科)	しが ただお 志賀 忠夫	
障がい者 福祉団体	6名	いわき市盲人福祉協会 女性部会 会計	よしえ みちこ 吉江 路子	
		いわき市手をつなぐ育成会 監事	よしむら ますみ 吉村 真澄	
		いわき地区自閉症児・者親の会 会長	わたなべ 渡辺 さゆり	
		いわき市身体障害者福祉協会 会長	すずき せつこ 鈴木 世津子	
		いわき聴力障害者会 副会長	いしい しずこ 石井 静子	
		いわき市腎臓病患者友の会 会長	はせがわ ゆうぞう 長谷川 勇三	
障がい者 福祉施設	5名	いわき地区障がい者福祉連絡協議会 会長	はせがわ ひでお 長谷川 秀雄	
		社会福祉法人いわき福音協会 エデンの家 作業療法士	かじ なおこ 鍛冶 奈保子	
		社会福祉法人育成会 常務理事	ふるかわ たかし 古川 敬	会長
		社会福祉法人誠心会 理事兼事務局長	たにひら ようそ 谷平 耀宗	
		社会福祉法人希望の杜福祉会 けやき共同作業所 施設長	すずき えみこ 鈴木 恵美子	
障がい者 関係機関	5名	福島県立いわき支援学校 校長	かんの みえこ 菅野 美恵子	
		福島県立平支援学校 校長	わたなべ たかお 渡部 孝男	
		いわき公共職業安定所 所長	うめはら さとし 梅原 佐登志	
		いわき障害者就業・生活支援センター 所長	さとう かおり 佐藤 香	
		いわき市社会福祉協議会 生活支援課 主事	いそ さきえ 磯 咲生恵	
市民代表	1名	いわき市ボランティア連絡協議会	わたなべ しげ 渡辺 成子	
合計	20名			

令和5年度いわき市地域自立支援協議会の体系について



いわき市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、いわき市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日実施）第16条の規定により設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 困難事例等の検討・調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、20名以内の構成員をもって組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 構成員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を各1名置き、構成員の互選により定める。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集し、その議長となる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

- 2 会長が、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議等)

第7条 協議会には、その円滑な運営を図るため、必要に応じ、運営会議及び部会等を設けることができる。

- 2 前項の規定に基づいて設置した運営会議及び部会等の組織、運営等については、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(個人情報)

第9条 協議会において知り得た個人情報については、その取り扱いを十分留意しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

区 分	団 体 等 名
学識経験者	大学等
	（内科医又は整形外科医）
	（精神科医）
障害者団体等	いわき市盲人福祉協会
	いわき市手をつなぐ育成会
	いわき地区自閉症児・者親の会
	いわき市身体障害者福祉協会
	いわき聴力障害者会
	いわき市腎臓病患者友の会
障害者福祉施設等	いわき地区障がい者福祉連絡協議会
	社会福祉法人いわき福音協会
	社会福祉法人育成会
	社会福祉法人誠心会
	社会福祉法人希望の杜福祉会
障害者関係機関等	福島県立いわき支援学校
	福島県立平支援学校
	いわき公共職業安定所
	いわき市障害者就業・生活支援センター
	いわき市社会福祉協議会
市民代表等	いわき市ボランティア連絡協議会等

令和 5 年度専門部会等の評価と課題

部会等名	運営会議
部会等の目的	全体的な評価
障がい者等の相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りが円滑に実施されるよう、地域自立支援協議会の調整機能を果たす。	5月～R6.2月で合計9回開催した。 各専門部会の進捗及び、地域会議の開催状況を確認し、地域から出された課題について、協議・検討の調整機能を果たした。
令和 5 年度の協議課題等	評価・令和 6 年度への課題や計画等
① 地域課題の整理 ② 課題を検討する場の設定 ③ 全体会への課題提起・報告・提言	・専門部会、地域会議での活動報告を受け、地域生活支援部会の協議内容の整理及び県と連動した市内での人材育成に関する課題の解決に向けた協議、地域会議に関しては、居場所作りでの新たな社会資源の創出や交通手段の確保等の課題の共有を行った。 ・協議会の各機能の評価及び推進に関する課題について、改めて共有及び検討した。

令和5年度専門部会等の評価と課題

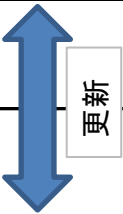
部会等名	地域生活支援部会
部会等の目的	全体的な評価
障がい者等が望む暮らしが当たり前のできる地域づくりを進める。	年度6回の部会を開催は予定通りに実施することができた。 人材確保・育成についての研修等の実施に重点を置き、計画通りに実施することができたが、好事例集の取りまとめ等は実施することができなかった。
令和5年度の協議課題等	評価・令和6年度への課題や計画等
1. 人材確保・育成について	福祉人材の確保・育成・定着について、人材確保に関連する研修として、令和6年1月26日にNPO法人ソーシャルデザインワークス事業支援管掌理事の今泉 俊昭氏に講師を依頼し「福祉の魅力と人材の活躍」について、法人での人材確保の取り組み事例や考え方などを広く講演していただいた。 また、講義後のシンポジウムでは、 吉田 和樹氏 (医療創生大学看護学部 准教授/博士) 草野 淳氏 (社会福祉法人いわき福音協会法人事業部) 正木 里奈氏 (NPO法人 明日飛子ども自立の里) 藤木 奏寛氏 (SOCIALSQUARE上荒川) の4名にシンポジストとして登壇いただき、みどりのかぜの鈴木繁生氏が進行役としてコーディネーターを担当し、「令和時代の働く理由(わけ)」をテーマに会場を巻き込んだディスカッションを行った。 次年度においても、市内各法人に協力いただきながら、人材確保・育成・定着に寄与する研修会等の開催を検討していく。
2. 拠点事業の評価について	緊急一時宿泊事業連携会議を年度3回(8/22、11/20、2/15)開催することができ、各事業所の現状報告や課題の共有等、活発な意見交換ができた。 また、緊急一時宿泊事業に係る事業説明及び

3. 相談支援体制の強化について	実践報告会を開催（12/21）し、地域生活コーディネーター草野氏より、コーディネーターの取組みについての報告や委託契約事業所である社会福祉法人みどりのかぜの鈴木由加理氏、NPO法人なないろクレヨンの柳内氏に講師を依頼し、緊急一時宿泊事業の実践報告をしていただいた。 次年度においても、連携会議を継続し、課題解決に向けた取組みを実施していく。 相談支援事業者、サービス提供事業者の育成に関する協議を行い、質の向上を図る取組みに寄与することを目的にフォローアップ研修を企画、実施した。（6/28、10/20、2/19） 令和6年2月19日に開催した「見せる、読める、個別支援計画」という内容のフォローアップ研修においては、計63名の参加があった。 また、グループワーク実施時において、市内事業者の方にファシリテーター 【藤木泰寛氏（SOCIALSQUARE上荒川）、原友広氏（セカンドハウスほっぷ）、河原哲也氏（じょうばん福祉作業所）、秋山大我氏（フルクテン）、鈴木由加理氏（のはら）、永山京介氏（いわき福音協会）、鈴木繁生氏（みどりのかぜ）、岡本正志氏（ポポロ）、笠間真紀氏（ままはーと）、小宅幸恵氏（みによん）、今泉俊昭氏（ソーシャルデザインワークス） 計11名】 を務めてもらうなどの協力をいただき、実りのある研修となった。 また、10/20の研修においても七木田俊介氏（せんとらる）、小松信介氏（夢空間）の2人にもファシリテーターの協力をいただいた。 次年度においてもフォローアップ研修を企画していく。
-------------------------	--

令和5年度専門部会等の評価と課題

部会等名	就労支援部会
部会等の目的	全体的な評価
障がい者が自立した生活を送るための障がい者の賃金・工賃の向上及び一般就労の推進を図る。	おおむね予定通り開催できている。
令和5年度の協議課題等	評価・令和6年度への課題や計画等
・一般就労移行者を増やすことを目指し、昨年度の就労支援部会において、一般就労移行の事例集をまとめたが、この事例集を用いて、就労継続支援A型、B型事業所などへの、事例紹介や意識向上を目指す。 ・就労系事業所の現状と課題などについて情報共有する。	・5月～7月 就労支援機関の役割等をまとめた「はたらくリーフレット」の更新及び関係機関への配布を実施。 ・7月7日 地区保健福祉センターケースワーカーの研修にて関係機関の説明や事例紹介を行った。 ・7月13日 就労継続支援A型・B型事業所連絡会において、事例紹介及びグループワークを行った。 ・9月26日 計画相談支援員向け研修において、事例紹介及びグループワークを行った。 ・11月21日 第3回就労支援部会を開催し、事例集を活用した研修会等におけるアンケート結果などによる振り返りを行った。 ・2月2日 第4回就労支援部会を開催。通常の部会構成員のほか、いわき支援学校など障がい者の就労支援に携わる関係機関の方々と、就労支援に関する現状や課題等について意見交換を行った。

就労支援部会 進行管理シート

No.	協議課題等	取り組み時期(上段:予定、下段:実行)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	就労支援部会開催		○	○				○			○		
2	一般就労移行に係る事例集を活用した事例紹介等		○	○			・計画相談支援事業所向け研修					○	
3	「はたらくリフレット」更新・配布						・就労継続支援事業所連絡会・地区保健福祉センター職員向け研修						
4	卒業後就労継続支援B型利用を希望する支援学生者の就労アセスメント先の調整									・移行支援事業所の受入数照会	・支援学生徒への希望調査	・アセスメント先の調整	・アセスメント先の決定

令和5年度専門部会等の評価と課題

部会等名	児童・療育支援部会
部会等の目的	全体的な評価
障がい児やその保護者が自立した生活を営める地域共生社会の実現を目指す。	令和5年度については、児童・療育支援部会を通年で3回開催することとしていたが、計画どおり3回開催することができた。
令和5年度の協議課題等	評価・令和6年度への課題や計画等
1 Q-SACCSによる市の課題の「見える化」 2 障害児通所支援事業所の質の向上及び平準化	1 第1回児童・療育支援部会においてQ-SACCSを基に各委員から意見をいただき、第2回児童・療育支援部会においてとりまとめた資料を提示した。 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の内容等を踏まえて、令和6年度にさらに協議する予定である。 2 (1) 令和5年度には障がい児通所支援事業所連絡会を計画どおり3回開催した。出席率が85%に達する回もあり、出席の状況も良好だった。 令和6年度も継続して連絡会を開催し、事業所の質の向上等を図っていく必要がある。 (2) 新規指定事業所訪問として、児童発達支援センターと事業所を訪問して、支援方法等について助言した。対面で事業所を訪問して実施することによって、支援の実際の相談をしやすく有用であるため、令和6年度の継続して実施していくこととする。 (3) 児童用のセルフプランの様式について、令和4年度に作成し、1年の試験運用期間を設けて、令和5年度に完成する予定だった。しかし、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においてセルフプランについて言及があったため、令和5年度内の完成を見送り、令和6年度に完成させることとする。

児童・療育支援部会 進行管理シート

No.	協議課題等	取り組み時期(上段:予定、下段:実行)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	部会開催				○			○				○	
					○			○				○	
2	障害児通所支援事業所連絡会				○					○			○
					○					○			18日 予定
3	新規指定事業所訪問								※ 指定状況により変動				
												○	
4	ガイドブックの更新								照会				
									更新				
									※ 報酬改定の内容を受け、次年度実施とする。				

令和5年度専門部会等の評価と課題

部会等名	障がい当事者部会
部会等の目的	全体的な評価
障がいを持つ当事者の方の声を聴き、以下の内容について話し合うことを目的とする。 ・障がい種別を超えて障がい当事者同士の交流と理解を深め合うこと ・より質の高い相談支援体制を確保すること ・その他必要な事項	・8月23日(水) 第1回部会開催 ・9月25日(月) 第2回部会開催 ・10月23日(月) 第3回部会開催 ・11月24日(金) 第4回部会開催 ・R6.1月15日(月) 第5回部会開催 ・R6.3月11日(月) 第6回部会開催 全6回の部会を予定通り実施
令和5年度の協議課題等	評価・令和6年度への課題や計画等
・委員同士、各障がいごとの相互理解。 ・協議の場の雰囲気、ルール作り。 ・当事者間で部会を推進していくための体制づくり。 ・メインとなる議題と会議の方針策定。	【令和5年度評価】 ・委員公募と選定によって決定した、12名の委員で部会協議を開始した。 ・毎回1名程度の欠席はあるものの、ほぼ全員が出席している。 ・事務局も適宜介入しつつ、委員同士がお互いを知り合うことを大事にしながら、ゆっくりしたペースで協議を実施。 ・第2回目からは委員で司会を定め、毎回持ち回りとした。 ・初年度は主なテーマとして「合理的配慮」、「障がい者の居場所作り」、「災害時の避難や福祉避難所」が挙げられた。今年度は、社会的障壁や合理的配慮を検討するにあたり、身近な公共施設として、第5回目部会で市役所本庁舎及び議会棟を視察した。 ・委員1名が自己都合により辞退したが、次年度に補填予定。 【令和6年度計画】 ・各委員の障がい特性に応じた認識を深める。 ・「合理的配慮」、「障がい者の居場所作り」、「災害時の避難や福祉避難所」の各テーマについて更に踏み込んだ協議をする。 ・公共施設、民間事業所の視察 ・議論内容の活用方法（市への意見提出等）について検討する。

障がい当事者部会 進行管理シート

No.	協議課題等	取り組み時期(上段:予定、下段:実行)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	委員公募に係る意思決定	○	○										
			○										
2	広報・関係団体等への周知			○	○								
				○	○								
3	委員公募・委員決定			○	○								
				○	○								
4	部会開催					○	○	○	○		○		○
						○	○	○	○		○		○

令和5年度地域会議の評価と課題

地域会議名	地域会議（北部地域）
地域会議の目的	全体的な評価
地域における互助・共助の強化に向け、ネットワークの構築を図るとともに、地域住民や事業者等との交流を促し地域課題の抽出およびその解決策の検討を行うことにより、障がい児者が自らの意思で暮らし続けることのできる地域づくりにつなげる。	障がい、引きこもり等ハンディキャップを抱えた当社目線での活動と合わせて地域資源と当事者、福祉事業所との連携・協働を進めていくきっかけがつかめた1年だった。各活動への周知も広がった。当事者が抱える不安や社会参加への課題などの抽出を引き続き行っていく。
令和5年度の協議課題等	評価・令和6年度への課題
1 居場所づくり 当事者が集い、気軽に話し合うことのできる集まりを開催する。	1 当事者目線での活動計画を中心に既存の地域資源との協働へつなげることが出来た。障がい、引きこもり、不登校など様々なハンディキャップを抱える方の居場所作りを当事者、地域資源と引き続き計画し広げていきたい。当事者だけでなく多くの方に活動の周知が広がり、参加・協力のお話も出てきている。しかし交通の手段不足など地域全体の共通課題が見えてきた。また当事者発信の機会もあり、ピア活動へもつなげていきたい。次年度以降も表出課題に対して地域とともに小地域、中地域会議など活用し検討をしていきたい。
2 個別ケア会議 本人の意思や個別性に着目しながら関係機関や地域関係者と連携し、より望ましい支援に向けて協議する場を適宜設ける。	2 多様なニーズにより他職種連携の必要性が各関係機関で認識され始め個別ケア会議の件数が増えてきている。個人だけでなく世帯で困難を抱えるケースが多くあり、重層的なチーム支援体制を意識していく必要がある。次年度も引き続き対応を行っていく。
3 事業所ネットワーク会議等 地域サービス事業所関係者や関係機関等による会議を開催し、顔の見える関係づくりに取り組むとともに、サービス種別を超えた関係性を構築し、切れ目のない支援体制つ	3 事業所ネットワークなどの活動に関しては、人材育成の課題や連携の課題、業務の悩みなど吸い上げる機会が増えた。サービスありきでは支援の行き詰まりなどの課題も見えてきた。人材不足により中堅職員への負担も多く、内部でスーパーバイズを

くりを図る。 4 小地域ケア会議 個別ケア会議等から抽出した地域課題の解決等について話し合い、地域での取り組みや課題解決に向けて連携を図ることを目的として行う。	受ける機会も少ない状況もある。次年度は参加者にも企画に加わっていただき法人、事業所を超えた交流により発散を促し、共有、支えあえる場を作っていく。 4 包括支援センターとともに会議に企画参加した。主に地域住民からの声を聞き取る中で地域資源の活用や8050問題などの取り組みなどを検討した。山間地域などでは高齢化とともに資源の減少や自助、互助の人材不足などの課題が出ていた。障がい児者はさらに見えにくい状況で気づいてもどう対応していいのかわからないなど地域の課題が挙げられた。次年度も毎月の民生委員児童委員協議会への参加を行い、各関係機関とも協働しながら小地域ケア会議を企画していく。また中地域ケア会議への参加なども進めていきたい。
--	--

令和5年度地域会議の評価と課題

地域会議（南部地域）	
目的	全体的な評価
地域における互助・共助の強化に向けネットワークの構築を図るとともに、地域住民や事業者等との交流を促し地域課題の抽出及びその解決策の検討を行うことにより、障がい児者が自らの意思で暮らし続けることのできる地域づくりにつなげる。	課題に対し多機関多職種や高齢分野との協働の取り組みを継続する中で、支援ネットワークの構築や当事者の居場所づくりが各地で広がってきている。
令和5年度の協議課題等	評価・令和6年度への課題や計画等
1 居場所づくり 当事者が集い、気軽に話し合うことのできる集まりを開催する。	【小名浜地域】 昨年度に引き続き、高齢も障がいも集える場として「みんなまるごと みなまるカフェ」を地域包括支援センターと共催した（年2回）。当事者と地域住民が参加され、運営を地域関係者や当事者も担い150名以上が集った。障がいに関する講話を目的に参加される方々もあり、地域啓発の機会ともなった。地域の当事者も住民も集い参加でき理解を広げられる場として、次年度も開催予定。 【常磐・遠野地域】 包括支援センターと共催で共生型カフェ「ぷらっとカフェ」を10月に開催する。地域の高齢者ディサービスを借りて土曜日に開催する。高齢者、障がい者、近隣住民など80名程の来場者あり。コーヒー等を飲みながら来場者同士で交流したり、ゆっくりくつろぐ方の姿も見られた。地域の関係機関の協力も得ながらR6年度にも開催予定としている。 【勿来・田人地域】 天真庵カフェ 地域の当事者、サービス未利用者、社会参加の機会が少ない当事者の居場所づくりとして、天真庵カフェをR5.6月から月1回の頻度で開催。（年9回）次年度も社会とのつながりが少ない方のへ参加を促していく。 天真庵カフェへの参加をきっかけに、就労

	個別支援計画作成、事業所での支援についての課題共有と検討。支援学校の見学などを行った。(年4回) 放デイの利用児、職員が将来のイメージをつかむためにB型を見学するなどの動きに繋がり、事業所間の連携もできてきている。次年度も課題共有と、課題に応じてネットワーク会議を開催していく。
--	---

第5次市障がい者計画（後期）等に係る主な取り組み等について

本協議会において協議を行ってきた「第5次市障がい者計画（後期）」、「第7期市障がい福祉計画」及び「第3期市障がい児福祉計画」について、次のとおり策定がなされ、市議会定例会に報告されたことから、報告するもの。

1 実態調査等

内 容	実 施 日	備 考
アンケート調査	令和4年10月26日 ～ 11月11日	障がいのある方、障害福祉サービス事業者、障がい者団体に対し実施
ヒアリング調査	令和5年 1月23日 ～ 1月24日	障害福祉サービス事業者、障がい者団体に対し実施
パブリックコメント	令和5年11月14日 ～ 11月28日	市民意見の募集

2 庁内（関係課）との連携

内 容	実 施 日	備 考
庁内照会	令和5年5月	計画位置付け事業の実施状況及び新規事業の実施予定等について照会 第5次市障がい者計画改定等素案について協議
	9月	
	令和6年1月	

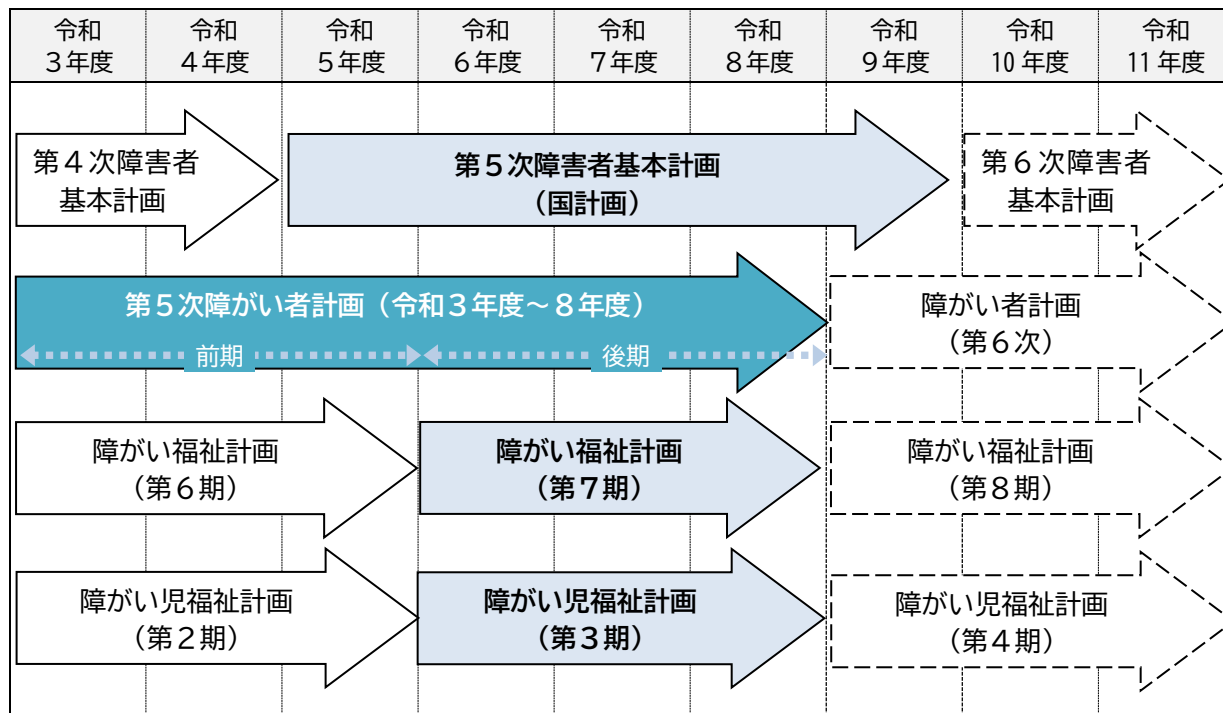
3 市地域自立支援協議会

内 容	実 施 日	備 考
協議会の開催	令和4年10月	第5次市障がい者計画等に係る協議 (実績、アンケート、パブリックコメント等に関する協議・報告)
	令和5年 3月	
	6月	
	8月	
	令和6年 1月	

4 策定等

内 容	実 施 日	備 考
計画策定	令和6年 1月26日	
議会報告	2月 8日	令和5年度2月定例会

5 今後のスケジュール



令和7年度 第6次障がい者計画等策定に向けたアンケート調査実施

令和8年度 第6次障がい者計画等策定

障害者差別解消法における市職員対応要領について

1 目的

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

令和 3 年 5 月、同法は改正され（令和 3 年法律第 56 号）。改正法は、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

2 対象範囲

障害者基本法における「障害者」の定義と同じく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする。

「社会モデル」*の考え方を踏まえており、障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

※障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（制度、慣行、観念その他一切のもの）と相対することによって生ずるものとする考え方。

3 必要な措置

◆ 国及び地方公共団体等

(1) 対応要領の作成

行政機関等においては、その事務・事業の公共性に鑑み、障害者差別の解消に率先して取り組む主体として、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が法的義務とされており、国の行政機関の長及び独立行政法人等は、当該機関の職員による取組を確実なものとするため、対応要領を定めるとされている。

なお、地方公共団体の機関については、対応要領の作成及び公表は努力義務となる。

【作成手続】

- ・対応要領の作成にあたっては、障がい者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが必要。（作成後は公表しなければならない。）

【対応要領記載事項】

◇趣旨

◇障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

◇障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例

◇相談体制の整備

◇職員への研修・啓発

(2) 障害者差別解消支援地域協議会の設置

障害者差別の解消を効果的に推進するため、地域における様々な関係機関が、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるとされており、本市では、いわき市地域自立支援協議会が障害者差別解消支援地域協議会の役割も担っている。

(3) 対応要領作成までの経過について

障がいを理由とする差別の解消の推進に関するいわき市職員対応要領について、自立支援協議会全体会委員、運営会議委員、障がい者団体、庁内各部署などから、照会により意見を聴取し、平成28年4月に市職員対応要領を策定。（平成26年3月に作成した公共サービス窓口における「障がい者への配慮マニュアル」についても、同様に障がい者団体などから意見を聴取して作成している。）

障害者差別解消法の法改正（令和3年5月）を受け、国から法改正に伴う基本方針や対応要領が示された時点で、本対応要領を改定することとしていた。国より、内閣府の示す職員対応要領が令和6年1月中旬に正式に出されたため、それを元に本対応要領改定（案）を作成。

令和6年2月下旬より、協議会委員、障がい当事者部会委員、障がい者団体、庁内各部署に対し、照会により意見を聴取した。

令和6年3月の協議会において改定（案）について協議し、意見集約結果を参考とし、まとめたものについて、市長決裁の上、令和6年4月より実施予定とする。

障がい者を理由とする差別の解消の推進に関するいわき市職員対応要領改定（案）
に対する主な意見

1 意見集約結果

照会先	意見	その他
障がい者団体（6団体）	0	1
自立支援協議会委員（19名）	8	1
障がい当事者部会委員（11名）	4	2
庁内各部署	0	1

2 主な意見

該当頁	該当箇所	修正案及び修正理由	修正（案）
P 9 3行目	(2)判断の視点 イ 正当な理由に相当する場合 職員と障がい者の双方が、お互いに相手の立場を <u>尊重しながら相互理解を図ることが求められます。</u>	「尊重できるよう <u>時間をかけて</u> 」 ・一朝一夕に身につくものではない為、時間をかける必要があるのではないか。	窓口対応等の場面においては、時間的な猶予がない場合も想定されますが、文言として修正案のとおり「 <u>時間をかけて</u> 」を追記いたします。
P10 (2)判断の視点 ア 1行目	(2)判断の視点 ア 本市の事務又は <u>事業又は事業の目的・内容・機能に照らし…</u>	下線部分が重複しているのではないか。	事業又は事業の目的・内容・機能の文言については、「事業」の文言が重複しているわけではなく、「事業」自体と事業の「目的・内容・機能」の意味であるため、改定案のまま記載させていただきます。
P10 (2)判断の視点 オ 1行目	(2)判断の視点 オ 特に障がいのある女性に対しては、障がいに加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する必要があります。	「女性」と特化するのではなく、ジェンダー社会において表現の検討の必要性を感じる。	本法改正に伴い、国が示す基本方針において、 「障がいのある女性には、障がいのあることに加えて女性であることにより合理的配慮の提供を申し出る場面等において機会が均等に得られなかったり、不当な差別的取扱いを受けやすかったりする場合がある」といった意見があること、障がいのある性的マイノリティについても同様の意見があること、障がいのあることにも、成人の障がい者とは異なる
P10	同一箇所	障がい者に対して男性でも女性でもその人に合った対応で良いのではないか。女性蔑視になるのではないか。	

			支援の必要性があることについても理解を促す必要があることに留意する。」とあり、今回の改定案についても、国が示す改定対応要領の原文のまま引用しております。 しかしながら、国の原文のままですと、ご意見にあるように、女性にのみ特化した内容に捉えられ兼ねないため、 <u>「特に障がいのある女性や子ども、性的マイノリティに対しては、その方に合った柔軟な対応が求められることに留意する必要があります」といった文言に変更いたします。</u> また、「性的マイノリティ」の文言近くに、注釈として日本語での表現も記載いたします。
P12 イ環境の整備について ア) 2行目	イ環境の整備について ア)情報アクセシビリティの向上等	IT や福祉用語として使用しているようだが、一般的には理解しにくいので、日本語で表現した方が良いのではないか。	「情報アクセシビリティ」の文言の近くに、注釈として日本語での表現も記載することとします。 <u>「情報アクセシビリティ：情報にたどりつきやすくするための配慮」</u>
P16 (1)	(1)物理的環境への配慮の例	あくまでも例示とのことだが、投票という国民の大きな権利行使について、点字が使えない視覚障がい者の投票手段について記載して欲しい。 総務省のホームページでは「投票所の事務従事者2名が付き添い、そのうち1名が本人の意思に基づき候補者の氏名を記載します」とあるので、そのような文言を入れてはどうか。	いただいたご意見について、新たに記載させていただきます。

P17 (3)ルール・慣行の柔軟な変更の例 1行目	(3)ルール・慣行の柔軟な変更の例 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。	例文ではあるが、具体的にどの程度の障がい基準で判断していくのか。障がいの有無に関わらず待つことが苦手な方は居るのではないかと。また、こういった説明をして納得して頂けるのか分かりにくさを感じたため。	記載内容については、あくまで例示であり、記載されている内容以外であっても、臨機応変な対応が求められるものとなっております。 障がいの基準や程度、対応方法の明確化は大切な視点ではありますが、個別具体的な内容で記載することにより、対応を限定的にしてしまう可能性もあることから、記載内容の変更はいたしません。ご意見にありますとおり、「苦手」の表現の場合、障がい特性上ではなく、障がいの有無に関わらず「性格上」苦手といった解釈もできてしまうことから、表現を「困難」へ改めることといたします。
P24 主な特徴 5行目	(2)聴覚・言語障がいのある方 主な特徴（5行目） 音や声による情報が得にくく、文字や図などの視覚により情報を入手しています。	音や声による情報が得にくく、<u>口話や表情</u>、文字や図などの視覚により情報を入手しています。 ・声との対比として「口話や表情」を記入すべき。	ご意見のとおり、下線部について追記いたします。
P29 主な特徴 7行目	(6)発達障がいのある方 主な特徴の部分	主な特徴がまとめて7つほど書かれているが、この書き方だと3つの発達障がい全てが同じ特徴があると思われる。3つそれぞれ分けて特徴が書かれていると分かりやすいのではないかと。また、「年齢相応の社会性が身につけていない方もいる」という文は、少しストレートすぎるため、書き方を検討して欲しい。	主な特徴につきまして、それぞれの障がい毎に記載する場合、精神障がいのある方等含め、各障がい毎の内容の記載が必要になると思料します。 また、他の障がい種別につきましても、更に個別的な表現は可能なものではありませんが、内容が多岐に渡るものであることから、細かく記載はせず、主な特徴としてまとめた記載となっております。 しかしながら、「年齢相応の～」の表現方法につきましては、ご意見にありますとおり、

			表現が適切とは言い難いため削除とします。
P 33	(2)受付 ＜障がい種別の配慮＞ 【聴覚障がいのある方】 予めどのような方法で知らせるかを説明して、不安のないようにします。	予めどのような方法で知らせるかを説明し、 <u>おおよその待ち時間を伝え、不安のないように</u> します。 ・おおよその時間が分からないと待っている間、ずっと係の方を見ていなくてはならないため。	ご意見のとおり、下線部について追記させていただきます。
P 34	(3)相談・説明 ＜共通的な配慮＞	様々な申請や手続きの際に、その後のスケジュールや見通しを伝える。申請後、手続きが遅れている場合は、その理由やその後の見通しを伝える。	ご意見のとおり、追記させていただきます。
P 35	(4)手続き ①書類記入 ＜障がい種別の配慮＞	【聴覚障がいのある方】 必要に応じて書類の記入方法について、手話や筆談等、お互いに可能なコミュニケーション方法を用いて説明を行うようにします。	ご意見のとおり、追記させていただきます。

3 その他（一部抜粋）※簡素な感想等については掲載しておりません

○ P28 にハートプラスマークについて記載してあったが、このマークが内部障がいへの理解を求めているものなのだと、初めて知った。どのようなマークか分からなかったのも、自身で調べてみたが、見たことはあっても内容を知らなかった。私の家族も知らなかった。文だけでなく、ハートプラスマークの写真を載せてもらおうと認識しやすいのではないかな。 ➡ ご意見のとおり、ハートプラスマークの掲載、また他のマークにつきましても巻末に掲載いたします。 ○ 職員対応要領について、具体的な例を入れて、わかりやすくまとめられていたと思う。建設的対話、相互理解等の実践が進むことを期待している。
